



写

答 申 第 809 号
令 和 2 年 2 月 20 日

地方独立行政法人神戸市民病院機構
理 事 長 橋 本 信 夫 様

神戸市個人情報保護審議会
会 長 西 村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、令和 2 年 2 月 14 日
付け神本部第 490 号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

インターネット診療予約取得システムの導入について
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

- 1 インターネット診療予約取得システムを導入し、地域の医療機関から市民病院への診
療予約をインターネットで受け付けるため、電子計算機処理することは、予約取得時間
の短縮等に寄与するとともに、患者や紹介元医療機関の負担を軽減するものであり、市
民サービスの向上に資すると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、電子化された個人情報について、個人の権利利益を不当に侵害することの
ないよう、事務に携わる者への研修を十分に行う等、個人情報の維持管理を適切に行わ
なければならない。

インターネット診療予約取得システムの導入について
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

別紙
答申 809

◎は条例第 11 条第 2 項に該当する項目

【診療予約取得患者情報】

(必須入力項目等)

- ・ 紹介元医療機関

◎診察予約項目 (当院診察項目)

- ・ 予約日時
- ・ 患者氏名
- ・ 患者氏名 (カナ)
- ・ 生年月日
- ・ 患者性別
- ・ 紹介元医師名

(任意入力項目)

- ・ 患者旧姓
- ・ 電話連絡先
- ・ 当院診察券番号
- ・ 保険証情報 (公費負担の保険証がある場合は, その公費負担番号・公費受給者番号)



答申第810号
令和2年2月20日

地方独立行政法人神戸市民病院機構
理事長 橋本信夫様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村裕三



答 申

神戸市個人情報保護条例第12条の規定に基づき、令和2年2月14日付け神本部第490号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

インターネット診療予約取得システムの導入について
(条例第12条「電子計算機の結合の制限」に関して)

- 1 インターネット診療予約取得システムを導入し、地域の医療機関から市民病院への診療予約をインターネットで受け付けるため、地域の医療機関と市民病院との間で電子計算機の結合を行うことは、迅速な診察予約を行うことが可能となり、市民サービスの向上に資すると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、個人の権利利益を不当に侵害することのないように、事務に携わる者への研修を十分に行うとともに、システム及び運用の両面にわたり適切な情報セキュリティ対策を講じなければならない。

インターネット診療予約取得システムの導入について
(条例第12条「電子計算機の結合の制限」に関して)

別紙
答申810

【診療予約取得患者情報】

(必須入力項目等)

- ・ 紹介元医療機関
- ・ 診察予約項目 (当院診察項目)
- ・ 予約日時
- ・ 患者氏名
- ・ 患者氏名 (カナ)
- ・ 生年月日
- ・ 患者性別
- ・ 紹介元医師名

(任意入力項目)

- ・ 患者旧姓
- ・ 電話連絡先
- ・ 当院診察券番号
- ・ 保険証情報 (公費負担の保険証がある場合は, その公費負担番号・公費受給者番号)